

# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2021年2月24日

スパイダープラス株式会社

代表取締役社長 伊藤 謙自

問合せ先 :

管理本部総務部 03-6709-2830

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、企業価値を継続的に向上させ、株主利益を最大化するとともに、経済環境の変化に即応した意思決定が出来る組織体制を永続的に運用することあります。

具体的には、代表取締役社長以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、並びに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則について、すべてを実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤 謙自	19,481,800	68.15%
株式会社 CHIYOMARU STUDIO	2,024,800	7.08%
DCI ベンチャー成長支援投資事業有限責任組合	1,818,100	6.36%
増田 寛雄	685,000	2.40%
野田 隆正	645,000	2.26%
村商株式会社	416,600	1.46%
吉田 淳也	384,400	1.34%
鈴木 雅人	372,500	1.30%
SMBC ベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合	333,400	1.17%
酒寄 直人	332,500	1.16%

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

支配株主（親会社を除く）名	伊藤 謙自
---------------	-------

親会社名	なし
------	----

補足説明

—
---

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	東証 マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—
---

### II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている 人数	2名

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
吉原 直輔	他の会社の出身者										
吉田 淳也	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉原 直輔	○	—	上場準備企業及び上場企業のガバナンス構築やディスクロージャーに関する支援の経験が豊富であり、かつ、業務執行役員等を歴任しており企業経営の手腕も期待できることから、社外取締役として選任しております。
吉田 淳也	○	—	ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

			の成長に寄与するような各種提言、指導をいただけるものと判断したため、社外取締役に就任していただいております。
--	--	--	--

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて情報交換を行う等、定期的に情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。具体的には、内部監査担当者から、年度監査計画や監査結果の報告書が監査役に提出され、必要に応じ、内部監査担当の実査などにも同行しております。また、内部監査担当者と監査役は隨時打合せを行い、内部監査結果の報告や、リスク・コンプライアンスなどに関する意見交換を行っております。また、監査法人を交えた三様監査については期首に日程を打合せするとともに、各監査計画の打ち合わせを行った後、計画に従って監査結果の共有と意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	M
戸澤 晃広	弁護士													
佐々木 義孝	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

## コーポレートガバナンス

### CORPORATE GOVERNANCE

- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸澤 晃広	○	—	弁護士としての専門性を有しており、企業法務とコンプライアンスの観点から監査役監査の強化を図ることができるものと判断し、社外取締役に選任しております。
佐々木 義孝	○	—	佐々木義孝は、上場企業での CFO 経験や、上場準備責任者として 3 度の IPO 経験、多数の社外監査役経験を有しており、その経歴を通じて培った、経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能の強化を図ることができるものと判断し、選任しております。

#### 【独立役員関係】

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

—

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策  
の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績ならびに企業価値向上に対する意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

また、社会保険労務士 安藤龍平氏を受託者として時価発行新株予約権信託を設定し、受託者たる安藤龍平氏に対して新株予約権を発行しております。本信託は、当社に在籍する役職員のうち受益者適格要件を満たす者に対して新株予約権を分配するものであり、通常のストックオプションと異なり、既存役職員の将来の人事評価や将来採用される役職員に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、執行役員、従業員

該当項目に関する補足説明

経営及び業績向上への参画意識を高め企業価値に関与していくことを目的として付与対象者を決定しております。

### 【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、社外取締役並びに監査役へ諮問の上、代表取締役社長が決定しております。なおその算定方法等は、当社の業績及び本人の貢献度を鑑みて決定しております。

なお、今後当社取締役の報酬決定プロセスについて一層の客観性、独立性及び透明性を確保するために、独立した諮問委員会の設置等の検討を進めております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートは管理本部が行っております。取締役会の議案内容については事前に配布し、社外役員が十分に検討するための時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。具体的には、事前に年間のスケジュールを作成し、全役員間で合意した日程を事前に通知しており、また、取締役会報告事項を記載した招集通知と取締役会決議事項の検討に必要な情報を記載した議案資料及び報告資料を事前に送付しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役 7 名(うち社外取締役 2 名)で構成されております。毎月開催される定期取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、監査役の出席の下、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

### b. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役 1 名、非常勤監査役 2 名の計 3 名で構成されており、うち社外監査役 2 名であります。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。

各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

### c. 内部監査

当社は会社の規模が比較的小規模であることから、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者を設置しておりません。当社の内部監査は、CB 室長を内部監査責任者として実施しており、当社が定める内部監査規程に基づき内部監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告すると共に、被監査部門の改善指導・改善状況を確認することで内部監査の実効性の向上に努めております。なお、CB 室に対する内部監査は自己監査を回避するため管理本部長が担当しております。

### d. 会計監査人

当社は、EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

### e. 経営会議

当社では、常勤取締役、常勤監査役、及び必要に応じて管理職が参加する経営会議を設置しております。経営会議は代表取締役社長の諮問機関として機能しており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等が行われ、会社業務の円滑な運営を

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

図ることを目的として運営しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

### III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の内容等を十分に検討したうえで議決権行使できるよう招集通知の早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、3月に株主総会を開催しておりますが、より多くの株主が出席しやすいように、他社の集中日を回避した株主総会を設定できるよう検討しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用ページにて、掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を踏まえ、個人投資家向け説明会の開催を検討いたします。	なし

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向け説明会及び個別ミーティングを開催し、業績や経営方針等の説明することを予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、海外投資家の比率等を踏まえて、検討してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ上の IR 専用ページにて、公表する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	C B 室を担当部署としております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示するという上場企業としての責務を果たすことはもちろん、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、自発的ディスクロージャー活動をもタイムリーかつ継続的に推進していくことを基本方針としております。また、適時開示規程を制定し、その中で、株主・投資家の皆様へ会社情報の適時適切な開示によって企業の社会的責任を果たすことを、基本方針として定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

### IV. 内部統制システム等に関する事項

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムの運用を行っておりますが、その概要は以下のとおりです。

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「行動規範」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

(2) 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに

に基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。

- (3) 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- (4) 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
- (5) 内部監査人は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
- (6) コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書(電磁的記録含む)により作成、保管、保存する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- (2) 取締役及び監査役は、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、一貫した方針の下に効果的かつ総合的に実施する。
- (2) リスク情報等については、各部門責任者により経営会議にて報告を行う。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役会規則に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 経営目標、中長期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (4) 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- (5) 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性に関する事項

- (1) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
- (2) 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
- (2) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果を報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

7. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

8. 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (1) 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- (2) 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
- (3) 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査人に調査を依頼することができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

### 11. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、行動規範を定めており、その中では「法令を遵守するとともに、常に社会的常識を備えた行動を心がけ、社会的に批判される反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。」と定めております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力調査マニュアル」「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は総務部として、運用を行っております。

## V. その他

### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

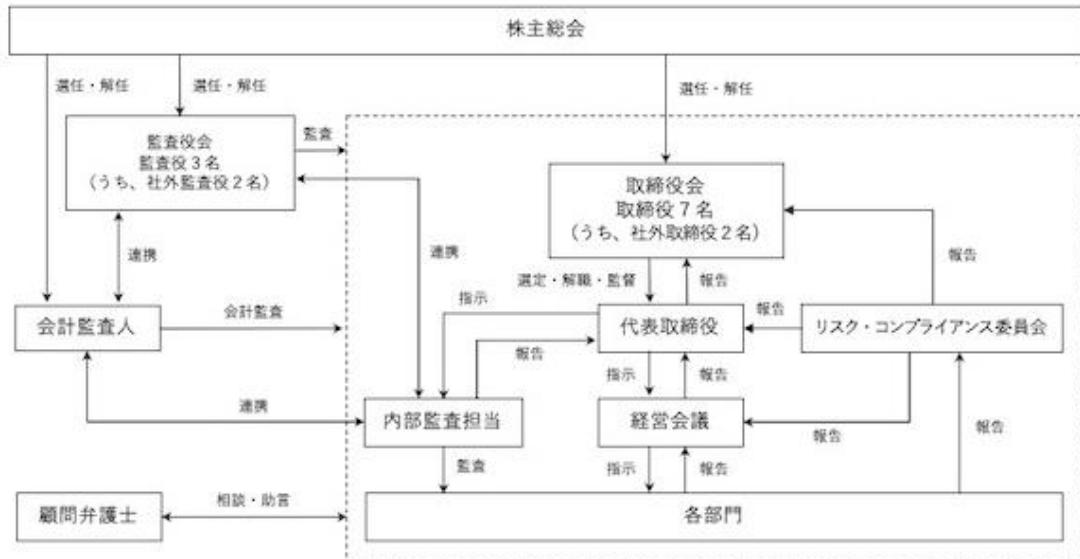
該当項目に関する補足説明

—

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】

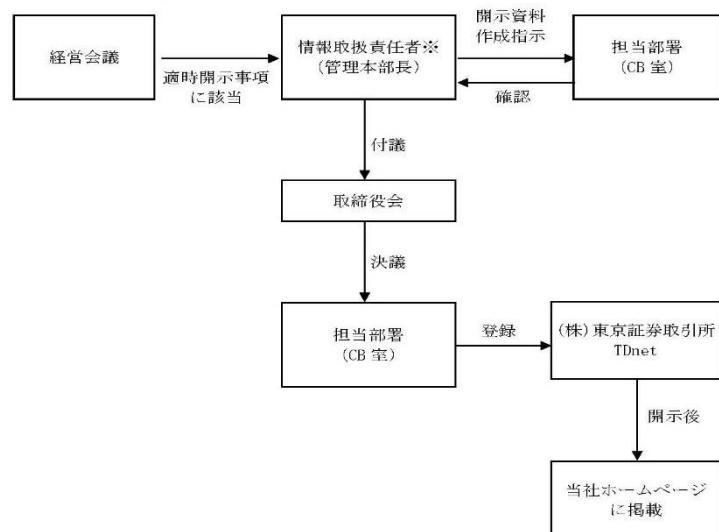


# コーポレートガバナンス

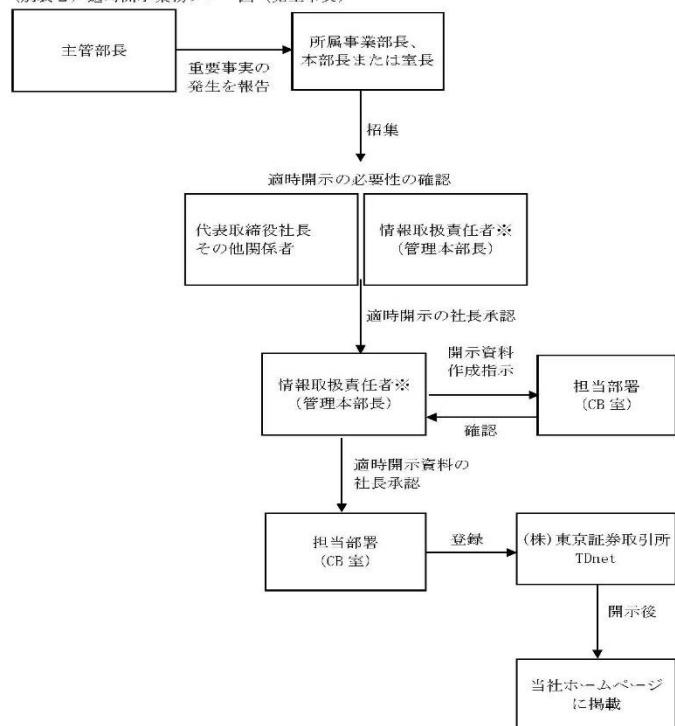
## CORPORATE GOVERNANCE

### 【適時開示体制の概要（模式図）】

(別表1) 適時開示業務フロー図（決定事実）



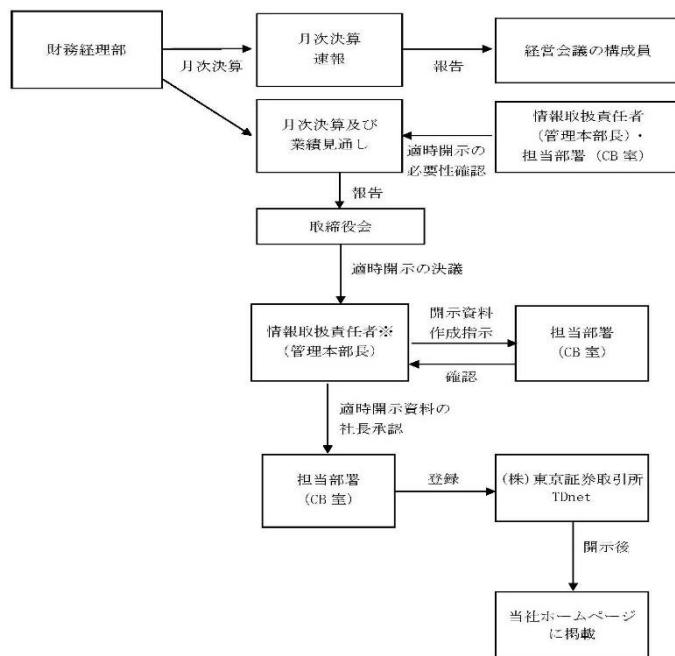
(別表2) 適時開示業務フロー図（発生事実）



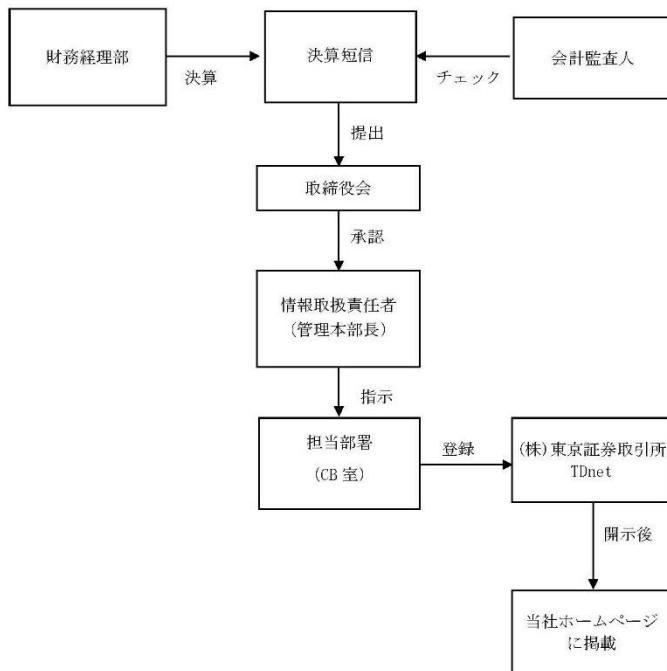
# コーポレートガバナンス

## CORPORATE GOVERNANCE

(別表3) 適時開示業務フロー図（決算に関する情報）  
月次決算



四半期・年次決算



以上